

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局
【提出日】	平成26年 4 月 2 日
【会社名】	株式会社ハークスレイ
【英訳名】	HURXLEY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 青木 達也
【本店の所在の場所】	大阪市北区鶴野町 3 番10号
【電話番号】	06 (6376) 8088
【事務連絡者氏名】	常務取締役 大槻 哲也
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区鶴野町 3 番10号
【電話番号】	06 (6376) 8088
【事務連絡者氏名】	常務取締役 大槻 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【提出理由】

当社連結子会社の株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「総本部」）の勝訴（控訴審）の判決について、株式会社プレナス（以下「プレナス社」）が最高裁判所に上告及び上告受理申立てをいたしました。平成26年3月31日に最高裁判所は、プレナス社の上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定を行いました。これにより、総本部の勝訴が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象（訴訟の解決）の発生年月日

平成26年3月31日

(2) 当該事象の対象となった訴訟の相手方の名称、住所及び代表者の氏名

名称	株式会社プレナス
所在地	福岡市博多区上牟田1丁目19番21号
代表者の氏名	塩井 辰男

(3) 当該事象の対象となった訴訟の内容

当社の子会社である総本部は、総本部がマスターフランチャイザーとして展開する持ち帰り弁当販売事業「ほっかほっか亭」に関して、プレナス社をエリアフランチャイザー（地域本部・地区本部）とするフランチャイズ契約を締結しておりましたが、プレナス社が契約違反行為を繰り返したことから、平成20年12月16日付で、プレナス社に対して契約違反に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起しております。

第一審である平成22年5月11日付の東京地方裁判所の判決においては、総本部の主張が認められず、総本部といたしましては、当該判決は到底納得できるものではなかったことから、当該判決の是正を求め、平成22年5月25日付で東京高等裁判所へ控訴し、プレナス社に対し、金23億2,698万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、第二審において、平成24年10月17日付にて、東京高等裁判所より以下のとおり勝訴の判決が言い渡されております。

1. 原判決を次のとおり変更する。

被控訴人は、控訴人に対し、10億9,008万円及びこれに対する平成20年12月28日から支払い済まで年6分の割合による金員を支払え。

控訴人のその余の請求を棄却する。

2. 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを4分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

3. この判決の第1項は、仮に執行することができる。

上記の判決について、プレナス社より、最高裁判所に対し、上告及び上告受理申立てを行いました。最高裁判所は上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定をいたしました。

(4) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

本件訴訟の判決に伴ない、平成26年3月期の個別損益においては、連結子会社への債権等に対する貸倒引当金の戻入益として9億51百万円を計上する予定です。また、平成26年3月期の連結損益においては、その他特別利益として12億12百万円を計上する予定です。

以上